



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 教育・広報部
2019年11月25日 No.150

「一時金支給基礎額」の不平等性の是正と整合性を求める 「賃金制度等の改正について（旅費制度の改正）に関する第二次申し入れ」の団体交渉開催

東日本ユニオンは11月22日に団体交渉を行い、申第13号の要求である「日当等の廃止に伴う特別措置」における「一時金支給基礎額」の算出期間に、特に出向休職および出向休職から復職した社員については「日当等の支給実績があった月数で1箇月平均の支給額を算出すること」への見直しを強く迫りました。対する経営側は「組合側の意見や要求を否定するものではない」としながらも「特別措置は日当等の廃止に伴う保障ではない」「今提案が一番妥当である」との回答に終始し、団体交渉では労使による認識の一致が図れず対立となりました。

5月14日（追加は9月25日）に提案された「賃金制度等の改正について」の「旅費制度の改正（案）」では「日当及び宿泊諸雑費を廃止する」としています。この、日当等の廃止に伴い「特別措置」として一時金を支給するとしています。

▼一時金の計算式とは

平成29年4月から令和2年3月までの、過去3年分の日当等の支給実績に基づく1箇月平均の支給額を算出します。その1箇月平均の支給額において100円未満の端数処理（50円以上は切り上げ、50円未満は切り捨て）をした額を「一時金支給基礎額」とし、その「一時金支給基礎額」に「36を乗じた額」を一時金として、令和2年度（2020年度）夏季手当時に支給するとしています。

▽支給の一例

平成29年4月から令和2年3月の1箇月平均の日当等の支給額が6,030円の場合、端数処理を行った6,000円が「一時金支給基礎額」となります。計算式に基づき $6,000 \text{円} \times 36 = 216,000 \text{円}$ が一時金支給額となります。※定年まで3年以上ある社員のケース。

「会社の命」により出向となった社員の一時金が減る不条理を訴える

＜東日本ユニオンの主張＞

◎平成29年4月から令和2年3月の間に、出向した、あるいは出向から復職となった社員は、出向しなかった場合と比べると「一時金支給基礎額」に大きく差が生じる。出向の多くは「会社の命」によるものだ。不平等であり不条理である。整合性をはかるために、要求どおり「日当等の支給実績があった月数で1箇月平均の支給額」を算出するべきである！

▽出向した場合の支給例

運転士として1箇月6,000円の日当等の支給を得られる社員が、平成29年4月から令和2年3月（36箇月）のうち、会社の命により2年間（24箇月）第三セクターに運転士として出向し、令和元年4月より復職した場合、1箇月平均の日当等の支給額は $6,000 \text{円} \times \text{支給実績} 12 \text{箇月} = 72,000 \text{円}$ となり、 $72,000 \text{円} \div 3 \text{年} (36 \text{箇月}) = 2,000 \text{円}$ が「一時金支給基礎額」となります。この基礎額のもとでは、一時金支給額が $2,000 \text{円} \times 36 = 72,000 \text{円}$ となりますが、支給実績のあった月数で算出すれば、基礎額は6,000円（一時金支給額は216,000円）になるのです！

努力した社員が報われない施策に対して声を上げ続けよう！